

# 生ごみ処理容器などの購入に対して補助金の交付制度があります

菊池市では、ごみの減量化の一環として生ごみ処理容器など（電動式を含む）を購入する市民に対し、補助金を交付する制度があります。

**補助の対象となる処理容器など**  
生ごみを堆肥として再生処理する容器および電動式生ごみ処理機であって、耐久性に優れているもの。

**補助の対象者**  
本市に居住し、処理容器などを購入しようとする一般市民。

**補助率および補助限度額**  
1世帯処理容器1器につき購入価格の1/2以内とし、電動式の場合2万円、その他は3千円を限度とします。ただし、予算の範囲内とします。

**提出書類**  
・交付要綱に定められた申請書および請求書  
・購入者および購入価格が確認できる書類（領収書など）  
※レシートは不可。

**その他**  
・処理容器の性能などが確認できるカタログなど  
・その他市長が必要とする書類  
平成19年度（平成19年4月1日）

日）より補助率が変更になる予定です。  
問い合わせ・提出先  
環境課・各総合支所民生課

## 河川水援隊員を募集します

菊池市では「河川を美しくする条例」により河川環境を監視する水援隊員を置くことになっており、今回その隊員を公募します。

水援隊員は河川の浄化に理解があり、その任務に必要な熱意と能力を有する者のうちから市長が委嘱するとなっており、毎月1回以上の河川監視および文書により監視状況報告並びに会議、啓発活動、研修などで年5回程度の招集を行います。

**申し込み資格**  
①平成19年度・20年度菊池市在住予定者  
②申し込み時点で満20歳以上、性別不問  
③河川監視に熱意があり視力に異常なく心身共に健康な人  
④年5回程度の平日昼間の会議などに出席可能な人

**募集隊員数** 8人以内（内女性隊員目標3割以上）  
**任期** 2年（平成19年度・20年度）  
**応募方法** 応募する人は文書により住所・氏名・性別・年齢・職業・電話番号・応募理由（応募理由は原稿用紙またはA4用紙に800字程度）を記載して菊池市役所環境課まで本人が持参してください。  
**募集期限** 2月28日（水）まで  
**採用決定** 3月中（隊員決定者に通知します）  
**選考方法**  
○なるべく地域の偏在をなくし地域均等な隊員の配置を考慮します。  
○なるべく幅の広い年齢層（青年層優先）委嘱を考慮します。  
○適格者応募多数の場合は次期任期委嘱を考慮します。

問い合わせ先 環境課



# その「におい」、大丈夫？ ～悪臭のない快適な生活を送るために～

**■悪臭とは**  
悪臭とは、人が感じる「嫌なにおい」、「不快なにおい」の総称です。  
一般的に「良いにおい」と思われるものでも、強さ・頻度・時間によっては悪臭として感じられることがあります。また、においは個人差や嗜好性、慣れによる影響があります。そのため、ある人には良いにおいとして感じられても、他の人には悪臭に感じるということもあります。

**■悪臭事故への備え**  
ひとたび苦情が発生してしまうと、なんらかの対策を求められます。金銭的にも労力的にも負担が大きければ、イメージも損ないかねません。日頃から悪臭を未然に防ぐ取り組みを行いましょう。  
また、悪臭発生原因のひとつである野外焼却は、法律により原則として禁止されています。

**■苦情が起きてしまったら**  
まず苦情者と対話することが重要です。直接顔を見て話すことで感情が和らぎ、関係が改善されることもあります。その上で、においを減らすための対策を検討しましょう。

事業者の皆さんへ  
**■悪臭事故が発生したら**  
悪臭防止法第10条第2項では「悪臭防止法の規制地域内の事業場において、規制基準を超える（あるいは超えるおそれのある）悪臭事故が発生した場合は、直ちに直轄の市町村長に通報しなければならない」と規定されています。  
事故発生時には、通報義務を守りましょう。

**■罰則の適用**  
規制基準を超える悪臭に対して適切な対策をとらないと、市町村長から改善勧告、改善命令が出され、さらには、懲役や罰金が科せられる場合もあります。また、裁判などによる和解を求める場合にも多大な費用と時間がかかってしまいます。

※詳細については、菊池市ホームページにも掲載しています。  
※規制地域や規制基準については、下記までお尋ねください。  
問い合わせ先 環境課または各総合支所民生課

# 市営住宅 砂田西・田島・新明団地 の入居者を募集します **新築**

総合支所建設課までお尋ねください。  
※月額所得が収入基準を超える人は、上記の市営住宅への申し込みはできませんが、合計月額所得20万～32万2千円以下である人は、中町団地特公賃（4DK）への申し込みができます。詳しくは住宅課へお尋ねください。  
(4) 税金に未納がないこと。

**入居の申し込み**  
○申し込み期間 2月13日（火）～2月27日（火）午前8時30分～午後5時 **必着（期日厳守）**  
※土・日を除く。  
○必要書類など  
・入居申込書、住宅状況申告書（市役所住宅課または各総合支所建設課に取りにお越しください）  
・印鑑（認印で可）  
・住民票謄本  
・市県民税 課税台帳記載事項証明書（同居予定者かつ収入がある人、それぞれの分が必要となります）  
・納税証明書  
※身体障害者手帳の交付を受けている人は、これらの写し。  
※同居予定者が婚約者の場合は婚約証明書。  
※最近退職・離職した人は離職票または退職証明書。  
※新たに勤務した人は給与支払証明書。

**○申し込み方法** 必要書類など完備のうえ、住宅課または各総合支所建設課に直接申し込みむか、郵送によります。なお、直接申し込み受付は、期間の最終日午後5時まで、郵送の受付は配達記録郵便のうえ、**期間最終日必着**とします。  
**入居者の選考** 入居申し込みが募集戸数を超える場合は、公開抽選によって入居者を決定します。

**その他**  
○入居予定日 4月1日（日）  
○申込書その他書類などに虚偽の申告があった場合、抽選に当選していても、入居決定を取り消す場合があります。  
○犬、猫などのペット飼育は禁止です。  
○敷金は家賃3カ月分で引越し前に納入いただき鍵を貸与します。  
○原則として、自己所有の住宅がある人は申し込みができません。

**問い合わせ・申し込み先** 住宅課（市役所第3庁舎内）または 各総合支所建設課

**相続登記はおすすめですか？**  
司法書士会では、毎年2月を「相続登記はおすすみです月間」として、全国一斉に無料相談所を開設しています。  
この機会に皆さんの土地や建物の権利関係を総点検してみませんか？  
登記名義人が亡くなられたまま放置しておく、権利関係が複雑になり、後日のトラブルの原因になります。いわばあなたの権利や、財産を守るための健康診断ということですよ。  
司法書士会では、この期間に次のとおり相談所を開設して、皆さんの疑問にお答えします。左記会場へお気軽にお出かけください。

※相談内容秘密厳守。  
**山鹿市中央公民館** 2月6日（火）午前10時～午後3時  
**菊池市中央公民館** 2月7日（水）午前10時～午後3時  
**相談内容**  
○不動産の相続・遺言に関すること  
○その他、登記関係などに関すること

**問い合わせ先** 松本事務所 ☎(43) 1001